

○苫小牧市中小企業振興条例【解説】

(前文)

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを進展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条例本体の前に置かれ、その条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章となります。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準を示すものとなります。

ここでは、本市の成り立ちや地域特性など「苫小牧らしさ」を表現しながら、本市における中小企業者の果たす役割、中小企業振興の重要性等を謳うことにより、本条例制定の趣旨等を明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的

に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的を規定しています。

本市の中小企業者の数は、市内事業所の99%を占め、その従業員数も全体の83%を超えている状況にあり、中小企業を振興することで、産業及び経済が発展し、結果として市民生活が向上するという好循環を生み出しています。

これを前提として、本条例は、中小企業の振興に関する基本理念、施策の基本方針等を定めるとともに、関係する各主体の役割を明らかにすることにより、地域全体で中小企業の振興を推進し、もって本市の産業及び経済並びに市民生活の向上に寄与することを目的とするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

【解説】

本条例で使われる基本的な用語を定義し、誰でも同様に内容が理解できるようにしています。

ここでは、「中小企業者」、「協同組合等」、「中小企業者等」、「経済団体」、「大企業者」の定義について規定しています。

◇中小企業基本法

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次

の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(略表)

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

◇中小企業団体の組織に関する法律

第3条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 火災共済協同組合
- 四 信用協同組合
- 五 協同組合連合会
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働し

て推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

【解説】

本条例の目的を実現するための、基本となる考え方、すべての主体が目指すべき方向性を示した部分であり、4つの項目を掲げています。

- ①中小企業の振興における、各主体の関係を示した項目です。中小企業の振興は、関係する5つの主体が協働して推進することとしています。
- ②中小企業基本法においては、「中小企業政策は、中小企業者の自らの努力を前提とし、この努力を助長する方向で支援する」こととしています。この趣旨を踏まえ、本条例においても、中小企業の振興は、中小企業者自身の創意工夫や自主的な努力を尊重し推進することとしています。
- ③中小企業者等は、経済的社会的環境の変化により影響を受けやすく、場合によっては事業活動に著しい支障をきたすおそれもあります。よって、中小企業を振興する上では、経済的社会的環境の変化を的確に捉え、その変化に対し中小企業が円滑に適応できるように推進することとしています。
- ④地域経済の活性化においては、地域で生産されたものがその地域で消費されるなど、地域内での経済循環が重要となります。また、これと併せ、地域に内在するものを地域外に発信するなどして、地域外からの財貨を獲得することにより、経済循環が持続的なものとなります。中小企業の振興は、この持続的な経済循環を促進することで、豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進することとしています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条例の目的を実現するために、市が努めるべき責務を示した部分であり、2つの項目を掲げています。

- ①中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策を企画立案し、効果的に実施することを責務としています。なお、本条例施行後の市民への普及・啓発についても、市の重要な責務となります。
- ②中小企業振興施策の実施に当たっては、本条例に責務を掲げる5つの主体はもとより、国や、北海道、近隣市町村などの関係地方公共団体と連携及び協力することを市の責務としています。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。
- 3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。
- 5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

【解説】

中小企業の振興を推進する上では、中小企業者等自らの努力が前提となっています。よって本条では、本条例の目的を実現するため、中小企業者等が努めるべき責務として、5つの項目を掲げています。

- ①自らの企業が成長発展する上で基本となる、経営基盤の強化及び経営の安定に努めることを責務としています。具体的な手段として、経営の革新、従業員の育成等を例示しています。

◇中小企業基本法

第2条

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

- ②中小企業者等と教育機関との協力は、インターンシップの受入れを始めとして様々な形態が考えられます。これらの協力を進め、児童・生徒・学生の勤労観を醸成すると

ともに、中小企業の役割の重要性について理解を深めることにより、事業活動に必要な人材を育成し、将来的な人材の確保に努めることを責務としています。

- ③市が中小企業振興施策を企画立案及び実施する際に協力するよう努めることを責務としています。
- ④中小企業者の数は市内事業所の99%を占め、その従業員数も全体の83%を超えている状況にあり、中小企業全体としてみた場合、地域社会に及ぼす影響は大きいものとなります。このことを理解した上で、個々の中小企業者が「豊かで暮らしやすいまち」の実現を意識し、事業活動を行うよう努めることを責務としています。
- ⑤協同組合等の設立、既存の協同組合等への加入、経済団体への加入など、組織化には様々な形態があり、本項においては、これらあらゆる形態の組織化を想定しています。このように組織化し、中小企業者等が相互に連携及び協力するよう努めることを責務としています。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

- 2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

【解説】

本条例の目的を実現するために、経済団体が努めるべき責務を示した部分であり、3つの項目を掲げています。

- ①個々の中小企業者等に対する経営の改善や、創業しようとする者の育成など、指導及び支援するよう努めることを責務としています。
- ②市が中小企業振興施策を企画立案及び実施する際に協力するよう努めることを責務としています。
- ③中小企業者等の組織化を促進する役割の他、中小企業者等同士の間での連携の促進や、中小企業者等と大企業者の連携等の促進など、企業間の橋渡しの役割について責務としています。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例の目的を実現するために、大企業者が努めるべき責務を示した部分であり、2つの項目を掲げています。

大企業者は、中小企業者と比較し企業数は少ないものの、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に一定の役割を求めるものとしています。

①自らの企業が地域社会に対し大きな影響力を持っていることを理解した上で、事業活動を行なうに当たっては、中小企業者等との連携・協力、中小企業者等の利用の促進、地域経済の安定に配慮するなどの役割があることを明示しています。

なお、本項の「事業活動」には、通常の経済活動の他、企業の進出及び撤退の意味合いを含みます。

②中小企業振興の重要性を理解した上で、市が中小企業振興施策を企画立案及び実施する際に協力するよう努める役割があることを明示しています。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例の目的を実現するために、市民が努めるべき責務を示した部分であり、2つの項目を掲げています。

①中小企業の振興が、市民生活の向上や地域経済の発展にとって重要な役割を果たしていることについて理解を深めることを明示しています。

②市民は、前項の趣旨を理解した上で、中小企業者等が提供する商品の購入及びサービスの利用に心掛けることにより、地域内における経済循環の促進に協力することを明示しています。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を

基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

【解説】

本条例の目的を実現するために行う中小企業振興施策を策定及び実施する上での基本的な方針を示した部分であり、5つの項目を掲げています。

すべての中小企業者等に共通する課題を抽出し、この課題の解決に向けた施策の基本的な方針を明示したものであり、市は、この基本方針をもとに、中小企業の振興に向けた具体的な支援策を別に策定し、実施していくこととなります。

なお、工業、商業、農林業、水産業など、すべての産業に関する施策においても、各産業の中小企業者等に配慮し、本基本方針を踏まえた形で実施することとなります。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

市は、具体的な中小企業振興施策を実施する上で、必要な予算措置に努めることを明示しています。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

【解説】

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の他、これに基づき発せられる国の方針及び北海道の方針等を踏まえ、市が行う工事の発注や物品の調達等においては、公正な競争性を確保しつつ、市内中小企業者等の受注機会の増大に努めることとしています。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

中小企業の振興に関して検討する組織について規定しています。

①本条例の制定にあたり、新たな組織として中小企業振興審議会を設置することを規定しています。

②中小企業振興審議会の所掌事務を規定しています。中小企業の振興に関する基本的事項について、中小企業者等の実態やニーズを十分に汲み取る形で検討を行い、市に意見を述べることとなります。本条例が適正に運用されているかのチェック機能も持つこととなります。

③中小企業振興審議会の委員数を規定しています。

④中小企業振興審議会の委員の委嘱に関して規定しています。幅広い分野から識者を集め構成します。

⑤中小企業振興審議会の委員の任期に関して規定しています。

⑥中小企業振興審議会の組織や運営に関する詳細な事項については、別途規則を定めて規定することとなります。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に関し必要な事項については、規則や要綱等で別に定めることを明示しています。